



連結財務諸表に関するEC指令案の成立

黒田, 全紀

(Citation)

国民経済雑誌, 135(2):47-60

(Issue Date)

1977-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00172077>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00172077>



連結財務諸表に関する E C 指令案の成立

黒 田 全 紀

I

欧州共同体 (Communautés Européennes, Europäische Gemeinschaften, European Communities)¹ 委員会は、長年にわたる準備期間の後、1976年4月28日、連結財務諸表に関する E C 理事会指令第 7 号案²を採択した。これは、いうまでもなく、E C 加盟諸国の会社法調整を目標とする一連の指令ないし指令案の一環を成し、E E C における会社に株主、被傭者および第三者を最低限保護するため、比較可能な連結財務諸表を確実に公表させることを目的とする。この指令第 7 号案自体の内容の検討はここでの直接的課題としていないが、指令案作成に当たった E C 委員会⁴が同案の特徴をどのような点に見ているかを、委員会の説明によ

1 現在でも欧州石炭鉄鋼共同体 (E C S C, 1952年発足)、欧州原子力共同体 (Euratom, 1958年発足) および欧州経済共同体 (E E C, 1958年発足) は法的には独立の存在である。ただ、理事会、委員会等が、1967年から併合条約に基づき、一体化され 3 共同体に共通の決議機関、執行機関等として機能しているのである、したがって、これらの機関が欧州共同体というときは必ず複数形を使用する。1973年のいわゆる拡大 E C の発足も以上の事実に変更を加えるものではなかった。この意味において、3 共同体が統一的に活動してはいても、「E E C が消滅し、E C となった」と読み取れるような表現は不適当である。E E C は消滅してはいない。

2 *Vorschlag für eine siebte Richtlinie auf Grund von Artikel 54 Absatz 3 Buchstabe (g) des EWG-Vertrages über den Konzernabschluss*, KOM [76] 170 endg. & *Proposal for a seventh Directive pursuant to Article 54 (3) (g) of the EEC Treaty concerning group accounts*, COM [76] 170 final. この日本語訳、黒田全紀、企業集団の会計報告に関する E C 理事会指令第七号案 (I)、商事法務745, 昭和51年9月5日号, 27ページ以下, 同 (II), 商事法務746, 昭和51年9月15日号, 23ページ以下, 同 (III), 商事法務747, 昭和51年9月25日号, 21ページ以下および同 (IV・完) 商事法務748, 昭和51年10月5・15日号, 68ページ以下。

3 会社法調整のための E C 指令ないし指令案で現在までに発表されているものの主題については、黒田全紀、ヨーロッパ共同体加盟諸国の会社会計報告規定の調整 (資料)、簿記・会計の理論と歴史 (戸田義郎先生退官記念論文集)、第 6 章, 113ページ参照。

4 Cf. *Bulletin of the European Communities*, 1976, No. 4, point 2108.

て略述しておく。

1. 多国籍企業

グループ財務諸表に関する加盟国の法律の調整が多国籍企業につき現在いろいろのレベルで進行中の作業にとって価値を有することには疑問の余地がない。この調整プロセスを通じて、共同体内に住所を登録している多国籍企業に世界中の全子会社を組入れるグループ財務諸表を公表しそのグループ内の関係と活動を明瞭に表わす義務が負わされることになる。共同体外部に住所を登録している多国籍企業も共同体内部に設立されている会社を通じて行う活動に関して同じ規制に従うことになる。

2. グループないしコンツェルンの定義

指令第7号案は政府の専門家および会計士団体と徹底的に協議した上最終案となったものである。指令案はまず、連結の範囲を定めるため、グループないしコンツェルンの定義を示す。グループないしコンツェルンが満足すべきテストは2個ある。すなわち、第1に、ある会社は他の会社を支配し得ること、第2に、この支配力は、関係している会社が統一的指揮 (*direction unique, einheitliche Leitung, central and unified basis*) のもとに經營されるよう、実際に行使されなければならないこと、である。このような定義の長所は50%超資本参加でも短期的投資にすぎないときはそれを自動的に除外してしまうこと、およびある企業が50%以下資本参加によって他の企業を支配するという状況を包含することに存すると委員会はいう。

3. 連結財務諸表の国際化

グループないしコンツェルン内の全会社の年次財務諸表を、それら会社がどの国に所在するかにかかわらず、連結しなければならない。重要性の劣る会社しか連結から除外してはならない。指令案は、垂直的グループ（一社が支配する通常のグループ）にも水平的グループ（2社以上の会社がグループの頂点にあって統一的指揮を行うもの）にも適用される。また、2社以上の会社から成る共同体内の部分グループないし部分コンツェルンについても連結財務諸表を

作成しなければならない。グループを指揮する会社が共同体外部にあってグループ財務諸表を公表しない場合特にこのような規定が重要であると委員会はいう。

4. 真実かつ公正な概観

グループ財務諸表とは、指令案においては、グループ連結貸借対照表、グループ連結損益計算書および財務諸表付属書から成る。これらは一体となってグループの資産、負債、財務の状況および損益につき真実かつ公正な概観を与えるものでなければならない。指令案は連結が共同体中で統一的行われることを確保するため、若干の連結原則を規定している。たとえば、グループの会社間債権・債務および取引を除去しグループ財務諸表はグループの資産、負債および損益につき偽りの印象を与えないようにしなければならない。また連結される企業の年度財務諸表は同一決算日に作成しなければならない。

5. 評価方法の統一化

さらに、グループ財務諸表に組入れる項目は、異質の価額の連結を避けるため、同一の方法を用いて評価しなければならない。この原則にはその適用上ある程度の弾力性を認めているが、それは例外的な場合には實際上困難なことがあるからである。また指令案では、グループ外の他企業に対するグループ企業の資本参加持分に関して、当該資本参加を通じて被資本参加企業の経営に重要な影響が及ぼされる場合についてグループ計算書上特別の評価方法——持分法——が規定されている。典型的な例はジョイント・ベンチャーに対する資本参加持分である。指令案に規定するこの評価方法の目的はそのような持分の価額をより現実的とすることにある。持分法の適用を強制する理由は関連情報が共同体中で比較可能でなければならないからである。最後に、ある種の重要な明細事項をグループ財務諸表付属書に記載しなければならない。グループの構造、グループ諸企業の名称・住所等およびグループ諸企業間の関係を明瞭に示すためである。

全27条にわたる指令第7号案の内容は大略以上のものであるが、これも短時

日にこのような内容を整えたのではない。まず、連結財務諸表調整のための理事会指令内容の審議を E E C 委員会の要望により担当したのは、指令第 4 号案の場合と同様、エルメンドルフ (Elmendorff) を長とする E E C 会計士スタディ・グループ会社法スタディ・グループ (Groupe d'Etudes Droit des Sociétés des Experts Comptables de la C. E. E.) であった。このエルメンドルフ・スタディ・グループは当時の法律規定および若干の加盟国の法律案の規定する新規制、ならびに共同体諸国における実務を専門的観点を遵守しつつどの程度統一化できるかということを確認し、これらの規定が国際的に承認されている基準とどの程度一致しているかまたはこれにどの程度合わせることができるとかを検討することを任務と考えて審議を重ね、すでに 1970 年半ば指令素案を委員会に提出していた⁵。続いて 1971 年 11 月個別財務諸表に関する理事会指令第 4 号案が委員会によって提出された。さらに拡大 E C が発足する。特にイギリス会計士界はいわば独仏主導型のこの第 4 号案に対して批判的であり、E C 委員会も新加盟国の要望を考慮して 1974 年 2 月修正理事会指令第 4 号案を提出するにいたる。ここではとりわけ「真実かつ公正な概観」の考え方が盛られているのが顕著な一修正点である⁸。他方において、この修正に際して、委員会は指令案前文 (Präambel, preamble) の末尾に次のような一項を新たに付加した。すなわち「会社がコンツェルン (グループ) に所属するときは、コンツェルン決算書 (グループの連結計算書) の提示しか当該企業の状況につき真実かつ公正で完全な概観を与えることはできないこと。本領域における国内規定の調整を期し、かつ委員会にできるだけ早く案を提出する義務があることを斟酌して、加盟国はその

5 Vgl. Wilhelm Elmendorff, Harmonisierung der einzelstaatlichen Rechnungslegungsvorschriften in der Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft — Weitere Ergebnisse der Beratungen in der „Groupe d'Etudes Droit des Sociétés des Experts Comptables de la C. E. E.“ zur Rechnungslegung im Konzern sowie der Gesellschaften mit beschränkter Haftung, *Journal UEC*, 1971, Hft 1, S. 1ff.

6 黒田全紀, E C 諸国における会計規定の調整, 国民経済雑誌, 昭和 49 年 5 月, 90 ページ以下参照。

7 この主要条文の日本語訳, 黒田全紀, ヨーロッパ共同体加盟諸国の会社会計報告規定の調整 (資料), 前掲, 114 ページ以下参照。修正指令第 4 号案は本年半ばにも理事会採択の予定という。

8 この修正はイギリスのかち得たものといわれる。Cf. unsigned, Fourth Directive...what's in it for us?, *Accountancy*, 1974, July. p. 30 seqq.

立法上規定されるコンツェルン決算書が本指令の原則に従って作成されるよう留意すること。」⁹ところが、委員会は連結財務諸表に関する理事会指令案のための前段階の仮草案（以下予備草案と呼ぶ）を2度にわたって作成している。第1次予備草案（1971年作成）は上記エルメンドルフ・スタディ・グループの提案に基づくもので（したがって、新加盟国側からの要望は考慮されていない）、全8条にわたり、しかも指令第4号案に包摂されるように作成されていた（第50条ないし第57条¹⁰）。次の第2次予備草案（1974年9月作成）は第1次予備草案にさらに手を加えたもので、全21条にわたり、指令第4号案から独立した形式で作成され¹¹、現時点における最終案である指令第7号案の原型である。

小稿は主としてこの第2次予備草案に対して寄せられられた職業会計士（EEC会計士スタディ・グループによって代表されているものとする¹²）の意見をEC委員会がどのように採用したかは却下して指令第7号案を成立させたかを、若干の論点を拾い上げて明らかにしようとするものである。

9 *Geänderter Vorschlag einer vierten Richtlinie des Rates zur Koordinierung der Nationalen Gesetzgebungen hinsichtlich des Jahresabschlusses der Kapitalgesellschaften*, KOM [74] 191 endg., S. 3 & Amended proposal for a fourth Council Directive for coordination of national legislation regarding the annual accounts of limited liability companies, *Bulletin of the European Communities*, Supplement 6 / 74, p. 13 seq.

10 その解説についてはたとえば、Eberhard Müller, *Bilanzen und Gewinn- und Verlustrechnungen nach dem Vorschlag einer Vierten EG-Richtlinie*, *Die Aktiengesellschaft*, 1974, Sept. S. 288 ff. を参照。この予備草案がわが国で理事会指令案として取上げられたこともあったけれども、事実誤認も甚だしい。

11 このテキストはEEC会計士スタディグループの覚書 [*Mémorandum du Groupe d'Etudes des Experts Comptables de la CEE sur l'avant-projet de directive concernant les comptes consolidés* (document XI / 333 / 74) sur la base de l'article 54 (3) (g) du Traité CEE, *Journal UEC*, Supplément à 3 / 1975, p. 1 et suiv.] に収められている。草案の解説については、たとえば、Hanns-P. Oessling / Peter M. Wiesner, *Was bringt der EG-Richtlinienvorentwurf zur Konzernrechnungslegung? Die Aktiengesellschaft*, 1975, Aug., S. 201 ff. を参照。

12 このEEC会計士スタディ・グループ (Groupe d'Etudes des Experts Comptables de la C. E. E., 以下 Groupe d'Edudes と略称) は1958年に設立され、現在ではEEC加盟9カ国の職業会計士団体を構成員としており、ECの理事会、委員会、議会等に対して職業会計士の利害を代表することを目的とする。Groupe d'Etudes は、EC全加盟国を早晚拘束することになるEC共通会計法規の成立に協力しているという意味で、ヨーロッパの観点からは最も重要な国際的組織体である。

II

1. まず、定義（第1章）について、第2次予備草案と理事会指令第7号案の規定を対照させてみると次のようである。

第2次予備草案	指令第7号案
	第1条 (関連企業)
第1条 (従属企業・支配企業)	第2条 (従属企業・支配企業)
第2条 (垂直的グループないし コンツェルン)	第3条 (垂直的グループないし コンツェルン)
	第4条 (水平的グループないし コンツェルン)
第3条 (関係企業)	第5条 (関係企業)

指令第7号案では、上記のように、「関連企業 (assoziertes Unternehmen)」に関する条文が第1条として新設されている。もっとも、この変改については、「関係企業 (entreprise liée, verbundenes Unternehmen, associated undertaking)¹³」についての第2次予備草案の規定を先に見るのが適当である。そこでは、a) 支

13 指令第7号案にいう関係企業の定義は修正指令第4号案で無定義のまま使用されていた（したがって修正指令第4号案がたとえ発効しても、現在の内容では、そのすべての規定を適用することはできない）同企業の概念を規定するという役割も有する。第4号案の英語版 (Cf. *Bulletin of the European Communities*, Supplement 6/74) では徹頭徹尾 “associated” という表現しか使用されていなかったのに第7号の英語版においては “affiliated” という表現が突如用いられ、“associated” は「関連」企業について使用されている。この限り第7号案の英語版は第4号案との結び付きを失ってしまっている。第4号案の英語はこの点で修正を要する。ドイツ語においては全然問題はない。

配企業および従属企業（第1条）、b）グループに属する企業（第2条）ならびに c）コンソーシアム契約 (contrat de consortium), 利益プーリング契約 (contrat de mise en commun des résultats) 等の契約を締結した企業をもって修正指令第4号案および指令第7号にいう関係企業であると規定されていた。この場合 c) にいう契約締結企業については会社グループ法の調整に関する指令案 (Proposition d'une directive sur l'harmonisation du droit des groupes de sociétés)¹⁴ に依拠するものとしていた。つまり修正指令第4号案にいう「関係企業」についての規制までも他の2指令が発効してはじめて適用可能となることになっていたのである。

他方「関連企業」についてみると, Groupe d'Etudes は, 第2次予備草案の定義規定の意図が上記の将来発表される指令案に従うべきことにあるという理解に立ち会社グループ法ないしコンツェルン法指令案が発表されたときに, 考察を加えるとして定義規定自体への論評を差控えながらも, 第14条 (付属書記載事項) 第4号にいう「グループには属していないがグループの一企業と関係して (lié) いる企業」という表現の有する意義が全くははっきりしていないことを指摘する。第3条には全然現われていなかったの¹⁵である。また, Groupe d'Etudes は注意を喚起していないが, 第12条 (持分法ないし等置法 mise en équivalence の適用) 第1項において同様の表現は「グループの企業がグループには属していない他の企業への資本参加を保有し, かつこの資本参加によって当該企業に著しい影響を及ぼすときは」として現われていたことを指摘しておきたい。指令第7号案における「関連企業」概念の導入 (第1条) は Groupe d'Etudes の批判を委員会が採用するためにとった解決策であったと考えられる。

14 EC委員会はこの指令案作成の作業を, ヴェルディンガー (Würdinger) 教授の素案により, すでに開始しており, 予備草案第1部が存在しているといわれる。Vgl. Hanns-P. Oessling / Peter M. Wiesner, a.a.O., S. 202.

15 Cf. Mémoire du Groupe d'Etudes des Experts Comptables de la CEE sur l'avant-projet de directive concernant les comptes consolidés (document XI/333/74) sur la base de l'article 54 (3) (g) du Traité CEE, *Journal UEG*, Supplément à 3/1975, p. 2 (以下 Mémoire と略称)。

16 Cf. Mémoire, p. 6.

それによって同時に、指令第7号案では「関係企業」（第5条）とは a) 関連企業（第1条）、b) 支配企業・従属企業（第2条）および c) グループ企業ないしコンツェルン企業（第3条および第4条）を指すことになったのである。これによりグループ法ないしコンツェルン法指令を引き合いに出すことなく指令第7号案は自己完結的になっている。指令案理由書において、定義は「本指令の枠内で無条件に必要なものを起えるものではなく、コンツェルン法の同等化に関する指令で定めることのできる解決策を先取りするものでもない」と E C 委員会も述べることでできた所以である。同時に第17条（持分法の適用）および第29条（付属書記載事項）第3項（関連企業）もより簡明となった。さらに、持分法の適用対象企業ないし会社に関する限り、国際会計基準第3号「連結財務諸表」の規制内容との事実上の一致が達成されていることに注目すべきである。

2. 次に第2次予備草案においては、上掲のように、いわゆる水平的グループ (horizontal group) ないしコンツェルン (Gleichordnungskonzern) についての定義が欠けており、したがってそれには連結財務諸表作成公表の義務もなかった。このことは、Groupe d'Etudes も述べる通りである。¹⁹ さらに、Groupe d'Etudes は2親会社は独立しているが、各連結成果をプールしある比率に従ってこれをその間で分割する契約を締結している実例としてロイヤル・ダッチ・シェル (Royal Dutch / Shell) グループの名を挙げて、その場合プーリング契約 (accord de pooling) 内の全企業を包めて総合連結計算書 (compte consolidé combiné) が作成され、親会社の各年度の年度計算書とともに提示されていることを指摘する。²⁰

このような指摘に対する委員会の反応が水平的グループないしコンツェルンに関する定義規定の指令第7号案への導入であり（第4条）、連結財務諸表作

17 黒田全紀、企業集団の会計報告に関する E C 理事会指令第7号案〔I〕、商事法務745、昭和51年9月5日号、29ページ。

18 Cf. International Accounting Standards Committee, *International Accounting Standard 3, Consolidate Financial Statements*, 1976, par. 4 & par. 40.

19 Cf. *Mémoire*, p. 2 et p. 7.

20 Cf. *supra*.

成・公表義務の要求である（第 7 条）。ところが、ロイヤル・ダッチ・シェル・グループの場合、ロイヤル・ダッチ（オランダ籍）がグループに 60% の持分を有し、シェル（イギリス籍）が 40% の持分を有しておりグループ親会社ということになっているが、自らはグループを構成していないということで、両親会社の計算書はグループ財務諸表には包まれていないといわれる。²¹これに対して指令第 7 号案ではこのような場合の親会社個別計算書をグループ計算書に組み入れることが求められている。²²水平的グループを財務諸表連結規制の対象とすることは E C 委員会がいわゆる多国籍企業活動についての情報源として連結財務諸表を重視していることによく適合する。特に、水平的グループの形態をとる国際的企業結合が「公然と存在するのはヨーロッパに限る」という現実を前にすれば指令案の態度は当然である。

3. 水平的であろうと垂直的であろうとグループないしコンツェルンの定義につき決定的な基準をいわゆる統一的指揮に求め、グループに属する企業を即被連結企業とするのが指令案の大きな特徴である。これに対して *Groupe d'Etudes* はかつて、連結財務諸表指令は a) 「親会社およびそれが普通株の過半ならびに議決権の 50% 超を直接または間接に所有する会社の計算書を連結するよう要求すべき」であり、b) その他の手段による支配の場合のすべて、特に作成中の関係会社法（＝会社グループ法）に関する指令が定義する場合にお

21 Cf. H. R. Hahlo, J. Graham Smith & Richard W. Wright, *Nationalism and Multinational Enterprise*, Legal, Economic and Managerial Aspects, Leiden, 1973, p. 361.

22 第 7 条理由書、黒田全紀、企業集団の会計報告に関する E C 理事会指令第 7 号案〔II〕、商事法務 746, 27 ページ参照。

23 Marcus Lutter, *Die rechtliche Struktur multinationaler Unternehmen*, Wilhelm F. Bayer, Walther Busse von Colbe & Marcus Lutter hrsg. Aktuelle Fragen multinationaler Unternehmen, *ZfBf*, Sonderheft 4 / 75, S. 70. 上掲の Royal Dutch / Shell のほか往々引き合い出されるものとしては Unilever（イギリス・オランダ）、Agfa / Gevaert（ドイツ・ベルギー）、Hoesch / Hoogovens（ドイツ・オランダ）、Dunlop / Pirelli（イギリス・イタリア）、Fokker / VFW（オランダ・ドイツ）等々がある。Cf. Cive M. Schmitthoff, *The Multinational Enterprise in the United Kingdom*, H. R. Hahlo, J. Graham Smith & Richard W. Wright, eds., *op. cit.*, p. 31 seqq. & Paul Leleux, France, Belgium, European Economic Community and the Multinational Enterprise, H. R. Hahlo, J. Graham Smith & Richard W. Wright *op. cit.*, p. 128 seqq. Vgl. auch Bernhard Grossfeld, *Praxis des Internationalen Privat- und Wirtschaftsrechts*, Reinbeck bei Hamburg 1975, S. 140 ff.

いて連結を認めるべき」であると勧告していた。²⁴この勧告においては、連結の範囲を画定する基準として議決権保有割合が明文をもって提示されていた。しかしながら、EC委員会は指令第7号案においては結局のところ *Groupe d'Etudes* の勧告を採用せず、前述のように、統一的指揮という基準を、グループの定義にも義務的連結領域の画定にも適用するという態度を遂に崩さなかった。この立場は、実は、すでにエルメンドルフ・スタディ・グループ素案、第1次予備草案²⁶および第2次予備草案²⁷のいずれにおいても一貫してとられていたものなのである。もちろん、持株比率、議決権保有割合が全然考慮されていないというのではない。それらは、「企業の経営機関、業務執行機関または監督機関の構成員の過半数を選任することのできる（第2条第2項）」力と併せて統一的指揮の基礎としての支配的影響存在推定のための具体的基準として活用されている。このような規制の長所であるとEC委員会が考えているところのものは、小稿の初めに委員会の説明によって略述しておいたからここでは繰返さない。ただ、このような規制方式を採用している結果、国際会計基準等と違って、²⁸重要性原則の適用による場合のほか（第10条）、連結範囲からの除外条項を一切置いていないことは指摘されてよい。²⁹

4. さらに、第2次予備草案において部分グループないし部分コンツェルン計算書、文字通りでは「グループの部分的計算書 (*compte partiel du groupe*)」

24 Cf. unsigned, Consolidated Accounts for Europe? Accountants' Study Group Recommendations, *The Accountant*, Jan. 30th, 1975, p. 150.

25 Vgl. Wilhelm Elmendorff, *a.a.O.* S. 2.

26 Vgl. Eberhard Müller, *a.a.O.* S. 288.

27 Cf. *Mémoire*, p. 8.

28 Cf. International Accounting Standards Committee, *op. cit.*, par. 8 to 10.

29 これらの点について詳しくは第2条および第3条理由書、黒田全紀、企業集団の会計報告に関するEC理事会指令第7号案〔I〕、商事法務745、昭和51年9月5日号、30-31ページ参照。なお、かつてのエルメンドルフ・スタディ・グループの素案および第1次予備草案においては、グループ企業であっても連結すれば連結財務諸表の報告能力に無影響を与えるべきときはその連結禁止ならびにこの理由による非連結企業に重要性が認められる場合は、その個別財務諸表の公表義務が提案されていた (Vgl. Wilhelm Elmendorff, *a.a.O.*, S. 2 & Eberhard Müller, *a.a.O.*, S. 290) が、第2次予備草案以降このような規制の見出せないのは形式的にみて当然である。

の作成を、一定の条件のもとに、E E C 内部に住所を有し支配企業に最も近接する従属企業に義務づけていた（第 4 条第 2 項）。これに対する Groupe d'Etudes の見解は明解ではない。Groupe d'Etudes は、第 1 に、共同体における「最も近接する」従属企業はそれが他の企業を支配しているのであれば自らが支配企業なのではなかろうかという疑問を発する。そうであれば、その従属企業は支配企業一般と同じく連結計算書作成義務を負っていることになるから、部分グループ計算書作成につき特別の規制を置く必要は認められない³⁰。しかしながら、E C 委員会がもともと提案しているのは、多段階構成のグループでありその頂上に位する企業が E E C 外部にあって統一的指揮を行使する場合につき、グループのうち E E C 内にある従属企業の傘下部分についての連結規制なのであった。つまり企業集団をどのように把えるかという事実認識の問題であり、ある連結財務報告が企業集団全体にかかわるのではないとき、その事実を明瞭に表わそうということである。Groupe d'Etudes も「親会社自体が他の親会社の子会社であることがあるという事実」を認め、そのような中間的親会社は、それが頂点を成すグループの連結計算書を原則として作成しなければならないという見解を有する。しかしながら、実質を残しておくためであっても、Groupe d'Etudes によれば、第 2 に「グループの部分的計算書」という表現を避けるべきである。それは親会社がグループの頂点にあるときしか「完全な (complet) 連結計算書」は作成できないという意味を（不正確にも）含むと思われるからである³¹。これは単なる言語表現の問題であるにすぎない³²。ちなみに、従属会社について第 2 次予備草案においては、一定の条件のもとに、個別財務諸表の開示を免除することを加盟国に対して認め（第 21 条）、Groupe d'Etudes はこの免除条項をグループ計算書にも拡張することを提案していたが³³、指令第

30 Cf. Mémorandum, p. 2.

31 Cf. Mémorandum, p. 2 et 9.

32 E C のその他の公用語、たとえばドイツ語では konsolidierter Teilkonzernabschluß、英語では consolidated sub-group accounts とそれぞれ表現されているから、このような問題はない。

33 Cf. Mémorandum, p. 7 et 17.

7号案ではすべて削除されている。国家レベルの利害関係や被傭者を利害関係者集団として考慮したのがその意図であろう。³⁴

III

1. いわゆる資本連結についての第2次予備草案の規制は正確ではなかった(第8条第1項(a))。Groupe d'Etudesはその点をまず指摘する。すなわち連結相殺差額は最初の連結に際しての (au moment de la première consolidation) 資本参加の帳簿価額と、グループ構成企業の準備金、損益および繰越損益を含み資本参加帳簿価額が代表する資本部分との相殺から生じる差額とされていた。Groupe d'Etudesはその差額が取得日基準によって計算されるべきものであって、最初の連結に際してのものではないことを明確に批判した。³⁵ 指令第7号案では「相殺計算については当該持分の取得時点における価額を基準にするものとする」(第12条第1項(a))としてこの批判を全面的に受入れ疑義の余地のないようにしている。³⁶

つぎに相殺差額の取扱について第2次予備草案はこれを連結貸借対照表の関連項目に直接算入し、算入できない部分を「連結差額残高 (différence résiduelle de consolidation)」という名称を付した一項目に記入し、この要素につき付属書で説明させることにしていた。このような取扱は Groupe d'Etudes のかつての³⁷ 提案にはほぼ合致しているが、連結差額残高という名称は無内容であるから、(1) この項目を適切な方法で名称を付し区分して表示すべきこと、または(2)項目の名称を「のれん」(goodwill)とすることを提案する。³⁸ 指令第7号案はこの提案

34 詳しくは第6条理由書、黒田全紀、企業集団の会計報告に関するEC理事会指令第7号案〔II〕、商事法務746、昭和51年9月15日号、26ページ参照。

35 Cf. Mémoire, p. 4.

36 資本連結についてのいわゆるドイツ方式はこれを採用しないというのがすでにエルメンドルフ・スタディ・グループ素案 (Vgl. Wilhelm Elmendorff, a.a.O., S.4)、第1次予備草案 (Vgl. Eberhard Müller, a.a.O., S. 291) を通して一貫してみられる態度である。第2次予備草案では、ヨーロッパ会社 (Societas Europea) 法案 (第199条) と同じく、不正確な表現が用いられていたのである。

37 Cf. unsigned, Consolidated Accounts for Europe? Accountants' Study Group Recommendations, *op. cit.*, p. 151.

も採入れ、上記(1)を採用している。結果的にみると、国際会計基準との調和が達成されている。また、持分法の適用については、Groupe d'Etudes の基本的見解は時機尚早論であるが禁止すべき理由もないから、適用強制でなく任意とするよう第 2 次予備草案（第12条）を修正することを勧告したが³⁹、指令第 7 号案ではこの勧告は採用されなかった（第17条）。ここでも、定義された関連企業に関する限り、国際会計基準との調和をみることができ⁴⁰。ところが、Groupe d'Etudes は特にいわゆる「ジョイント・ベンチャー」タイプの関連会社を比例連結することを慣行とする国が存在することを指摘し、比例連結は許容されるべきであるが、義務的とすべきではないという考えを表明した⁴¹。第 2 次予備草案においても、それまでと同様、全然規制されたことのない比例連結が加盟国の判断に委ねるという条件のもとではあるが、指令第 7 号案においてその適用を認められるにいたった（第18条）のは Groupe d'Etudes の提言に起因するのであろう。ただ、これは国際会計基準では全然扱われていない。加えて、加盟国の判断が介入するから、比較可能性の確保という指令案本来の目標の達成を阻害する要因が含まれていることになる。

2. 最後に、指令第 7 号案では原則的にグループ企業は、その住所を E E C 内部に有しようと外部に有しようと、すべてこれを連結させるよう指示している（第 6 条）。この立場はエルメンドルフ・スタディ・グループ案⁴²、第 1 次予備草案⁴³、第 2 次予備草案を通して一貫してみられるものであって、Groupe d'Etudes は何らの異論も唱えていない⁴⁴。事実、国内ないし E E C 内の全企業のみを組入れた連結財務諸表上のたとえば純利益の額は国外ないし E E C 外にあ

38 Cf. Mémorandum, p. 4.

39 Cf. International Accounting Standards Committee, *op. cit.*, par. 13.

40 Cf. Mémorandum, p. 6.

41 Cf. International Accounting Standards Committee, *op. cit.*, par. 40.

42 Cf. Mémorandum, p. 7.

43 Vgl. Wilhelm Elmendorff, *a.a.O.*, S. 2.

44 Vgl. Eberhard Müller, *a.a.O.*, S. 288 ff.

45 Cf. Mémorandum, p. 2.

りグループに属する非組入企業との取引における振替価格 (transfer price) の設定方法によって決定的な影響を受ける。この影響を消すために原則として全企業を連結させるよう指示する指令案の規制が支持される。

また、第2次予備草案において連結財務諸表付属書記載事項としてグループの純売上高および損益のとりわけ地理的市場別内訳を提案していた(第14条第7号)。それに対して Groupe d'Etudes はこれが適用上大きな困難を招来し得ると述べている。⁴⁶ たしかに、これは国際会計基準の要求を上回っている。しかし、同様のことは、すでに、いわゆる多国籍企業の連結財務報告上開示すべきであると指摘されたこともあるし、⁴⁷ 現にそれを開示している企業も絶無ではない。⁴⁸ また、この数値を開示する必要は、国連経済社会理事会多国籍企業委員会 (Commission on Transnational Corporations) の国際会計・報告基準専門家グループ討議資料においても再三再四指摘されている。⁴⁹ EC委員会も多国籍企業規制ということを強く意識しているのであろう。指令第7号案もこの規制を外さなかった(第20条第7号)。ただし、第1に、連結財務諸表に関する指令は多国籍企業のみに適用されることになるのではない。その意味においてこの規制は厳格にすぎることになるかもしれないし、有意義となるか否かも一概に断定できるものではない。第2に、この規制のみによって、企業集団の国外事業活動規模の算定が、連結会計手続の観点からみて、異論の余地なく、容易化されるとは考えられない。

(昭和51年12月1日)

46 Cf. Mémorandum, p. 6.

47 黒田全紀, G. G. ミュラー, 入江猪太郎編, 多国籍企業, 第8章, 昭和49年, 167ページ参照。なお、この規定は第1次予備草案においてすでに提案されていた (Vgl. Eberhard Müller, a.a.O., S. 291)。

48 たとえば BASF, Hoechst 等の営業報告書 (1974年度) を参照。

49 Cf. United Nations, Economic and Social Council, Commission on Transnational Corporations, Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting, *Towards International Standards of Accounting and Reporting for Transnational Corporations*, E/C. 10 / AC. 1 / 2, Geneva 1976.